

新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した部分が改正した部分である。

改 正 後				改 正 前			
引用の法令番号一覧表				引用の法令番号一覧表			
索引	法 令 名	法 令 番 号		索引	法 令 名	法 令 番 号	
こ	厚生年金保険法 <u>小型船舶の登録等に関する法律</u> 国税徴収法	昭和 29 年法律第 115 号 平成 13 年法律第 102 号 昭和 34 年法律第 147 号		こ	厚生年金保険法 <u>(新設)</u> 国税徴収法	昭和 29 年法律第 115 号 昭和 34 年法律第 147 号	
み	民事再生法 民事執行法 民事執行規則 民事訴訟費用等に関する法律 <u>民事保全法</u>	平成 11 年法律第 225 号 昭和 54 年法律第 4 号 昭和 54 年最高裁判所規則第 5 号 昭和 46 年法律第 40 号 <u>平成元年法律第 91 号</u>		み	民事再生法 民事執行法 民事執行規則 民事訴訟費用等に関する法律 <u>(新設)</u>	平成 11 年法律第 225 号 昭和 54 年法律第 4 号 昭和 54 年最高裁判所規則第 5 号 昭和 46 年法律第 40 号	
主要省略用語一覧表				主要省略用語一覧表			
索引	省略用語	条 項	省 略 さ れ た 用 語	索引	省略用語	条 項	省 略 さ れ た 用 語
し	自動車検査証等 自動車等	第 20 条の 2 関係 4 の (1) 第 20 条の 2 関係 3	自動車検査証その他自動車の権 利移転のために必要な書類 自動車、 <u>建設機械又は小型船舶</u>	し	自動車検査証等 自動車等	第 20 条の 2 関係 4 の (1) 第 20 条の 2 関係 3	自動車検査証その他自動車の権 利移転のために必要な書類 自動車又は <u>建設機械</u>

	執行法	第1条関係	民事執行法
~	~	~	~

目次

第1章 総則

第2条関係 定義

1 ~ 5 (省略)

6 航空機、自動車、建設機械及び小型船舶 19

7 ~ 8 (省略)

第2章 滞納処分による差押えがされている財産に対する強制執行等

第2節 不動産又は船舶等に対する強制執行等

第18条関係 仮差押えの執行

1 ~ 4 (省略)

5 差押えを解除した場合における保全執行裁判所への通知 34

6 ~ 15 (省略)

第1章 総則

第2条関係 定義

1 ~ 5 (省略)

	執行法	第1条関係	民事執行法
~	~	~	~

目次

第1章 総則

第2条関係 定義

1 ~ 5 (省略)

6 航空機、自動車及び建設機械 19

7 ~ 8 (省略)

第2章 滞納処分による差押えがされている財産に対する強制執行等

第2節 不動産又は船舶等に対する強制執行等

第18条関係 仮差押えの執行

1 ~ 4 (省略)

5 差押えを解除した場合における仮差押えの執行裁判所への通知 34

6 ~ 15 (省略)

第1章 総則

第2条関係 定義

1 ~ 5 (同左)

6 航空機、自動車、建設機械及び小型船舶

(1)~(3) (省略)

(4) この法律において「小型船舶」とは、小型船舶の登録等に関する法律第9条第1項に規定する登録小型船舶をいう(この条3項)。

7 債権

この法律において「債権」とは、執行法第143条に規定する債権をいう(この条3項。徴収法上の債権については、徴収法基本通達62条関係1参照)

(注)1 (省略)

2 船舶の引渡請求権に対する強制執行は、船舶執行の前駆的手続に過ぎず換価手続は予定されていないため(執行法162条参照)。この法律による調整の対象とはならない。また、航空機、自動車、建設機械又は小型船舶の引渡請求権に対する強制執行についても、船舶の引渡請求権と同様である(民事執行規則(以下「執行規則」という。)142条、143条)。

8 その他の財産権

この法律において「その他の財産権」とは、動産、不動産、船舶、航空機、自動車、建設機械、小型船舶及び債権以外の財産権をいい(この条3項)。例えば、電話加入権、合名会社の社員の持分、特許権等がこれに該当する(徴収法上のその他の財産権については、徴収法基本通達72条関係1、73条関係1参照)。

第2章 滞納処分による差押えがされている財産に対する強制執行等

第2節 不動産又は船舶等に対する強制執行等

6 航空機、自動車及び建設機械

(1)~(3) (同左)

(4) (新設)

7 債権

この法律において「債権」とは、執行法第143条に規定する債権をいう(この条3項。徴収法上の債権については、徴収法基本通達62条関係1参照)

(注)1 (同左)

2 船舶の引渡請求権に対する強制執行は、船舶執行の前駆的手続に過ぎず換価手続は予定されていないため(執行法162条参照)。この法律による調整の対象とはならない。また、航空機、自動車又は建設機械の引渡請求権に対する強制執行についても、船舶の引渡請求権と同様である(民事執行規則(以下「執行規則」という。)142条、143条)。

8 その他の財産権

この法律において「その他の財産権」とは、動産、不動産、船舶、航空機、自動車、建設機械、小型船舶及び債権以外の財産権をいい(この条3項)。例えば、電話加入権、合名会社の社員の持分、特許権等がこれに該当する(徴収法上のその他の財産権については、徴収法基本通達72条関係1、73条関係1参照)。

第2章 滞納処分による差押えがされている財産に対する強制執行等

第2節 不動産又は船舶等に対する強制執行等

第 14 条関係 滞納処分による差押えの解除の通知

1 (省略)

2 差押えを解除した場合における質権者等への通知

徴収職員は、執行裁判所に滞納処分による差押えを解除した旨の通知をした場合において、徴収法第 81 条の規定により、同法第 55 条各号に掲げる者のうち知っている者及び交付要求をしている者に対して差押解除の通知をするときは、その不動産につき強制競売の開始決定がされている旨を「差押解除通知書」(様式通達第 17 号様式(その 2))の「備考」欄に、例えば、「 地方裁判所事件番号平成 年()第 号事件名 により強制競売の開始決定がされています。」と記載する(令 7 条 2 項)。

なお、滞納者に対して滞納処分による差押えを解除した旨を「差押解除通知書」(様式通達第 16 号様式(その 1))により通知する場合にも、上記と同様の記載をするものとする。

第 18 条関係 仮差押えの執行

1 ~ 4 (省略)

5 差押えを解除した場合における保全執行裁判所への通知

徴収職員は、二重差押えがされた不動産について滞納処分による差押えを解除したときは、「差押え及び交付要求解除(通知)書」(別紙様式 10。令 10 条 3 項において準用する令 7 条 1 項)により保全執行裁判所(仮差押命令を発した裁判所。民事保全法 47 条 2 項)にその旨を通知しなければならない(令 10 条 2 項)。

6 差押えを解除した場合における徴収職員等への通知

第 14 条関係 滞納処分による差押えの解除の通知

1 (同左)

2 差押えを解除した場合における質権者等への通知

徴収職員は、執行裁判所に滞納処分による差押えを解除した旨の通知をした場合において、徴収法第 81 条の規定により、同法第 55 条各号に掲げる者のうち知っている者及び交付要求をしている者に対して差押解除の通知をするときは、その不動産につき強制競売の開始決定がされている旨を「差押解除通知書」(様式通達第 17 号様式(その 2))の「備考」欄に、例えば、「 地方裁判所事件番号昭和 年()第 号事件名 により強制競売の開始決定がされています。」と記載する(令 7 条 2 項)。

なお、滞納者に対して滞納処分による差押えを解除した旨を「差押解除通知書」(様式通達第 16 号様式(その 1))により通知する場合にも、上記と同様の記載をするものとする。

第 18 条関係 仮差押えの執行

1 ~ 4 (同左)

5 差押えを解除した場合における仮差押えの執行裁判所への通知

徴収職員は、二重差押えがされた不動産について滞納処分による差押えを解除したときは、「差押え及び交付要求解除(通知)書」(別紙様式 10。令 10 条 3 項において準用する令 7 条 1 項)により仮差押えの執行裁判所(仮差押命令を発した裁判所。執行法 47 条 2 項)にその旨を通知しなければならない(令 10 条 2 項)。

6 差押えを解除した場合における徴収職員等への通知

徴収職員は、二重差押えがされた不動産につき、保全執行裁判所に対し滞納処分による差押えを解除した旨の通知をした場合において、参加差押え（2以上の参加差押えがされているときは、そのうち最も先に登記されたもの）をしている徴収職員等に対し徴収法第81条の通知をするときは、その不動産につき仮差押えの執行がされている旨を「差押解除通知書」（様式通達第17号様式（その2））の「備考」欄に、例えば、「地方裁判所事件番号平成 年（ ）第 号事件名 により仮差押えの執行がされています。」と記載する（令10条4項）。

なお、滞納者に対し滞納処分による差押えを解除した旨を「差押解除通知書」（様式通達第16号様式（その1））により通知する場合にも、上記と同様の記載をするものとする。

7 残余金の交付手続等

残余金が生じたときは、徴収職員は、第6条関係1の(4)に定めるところに準じてその残余金をその不動産に対する強制執行について管轄権を有する裁判所（不動産の所在地を管轄する地方裁判所。以下この項、8及び14において「不動産の執行裁判所」という。）に交付しなければならない（この条2項）。

なお、残余金を不動産の執行裁判所に交付すべき場合については、第17条関係2に定めるところに準じて処理するものとする。

（注） 不動産の執行裁判所と保全執行裁判所（この条関係5参照）が異なる場合においても、残余金は、その不動産の執行裁判所に交付することに留意する。

8 残余金が生じた場合等の通知

二重差押えがされた不動産の滞納処分による売却代金について、残余金が生じた場合又は売却代金を供託した場合における不動産の執行裁判所に対する通知については、第6条関係1の(2)、(3)及び2に定めるところに準じて取扱う（令10条1項において準用する令4条）。この場合において、「残余金交付通

徴収職員は、二重差押えがされた不動産につき、仮差押えの執行執行裁判所に対し滞納処分による差押えを解除した旨の通知をした場合において、参加差押え（2以上の参加差押えがされているときは、そのうち最も先に登記されたもの）をしている徴収職員等に対し徴収法第81条の通知をするときは、その不動産につき仮差押えの執行がされている旨を「差押解除通知書」（様式通達第17号様式（その2））の「備考」欄に、例えば、「地方裁判所事件番号昭和 年（ ）第 号事件名 により仮差押えの執行がされています。」と記載する（令10条4項）。

なお、滞納者に対し滞納処分による差押えを解除した旨を「差押解除通知書」（様式通達第16号様式（その1））により通知する場合にも、上記と同様の記載をするものとする。

7 残余金の交付手続等

残余金が生じたときは、徴収職員は、第6条関係1の(4)に定めるところに準じてその残余金をその不動産に対する強制執行について管轄権を有する裁判所（不動産の所在地を管轄する地方裁判所。以下この項、8及び14において「不動産の執行裁判所」という。）に交付しなければならない（この条2項）。

なお、残余金を不動産の執行裁判所に交付すべき場合については、第17条関係2に定めるところに準じて処理するものとする。

（注） 不動産の執行裁判所と仮差押えの執行執行裁判所（この条関係5参照）が異なる場合においても、残余金は、その不動産の執行裁判所に交付することに留意する。

8 残余金が生じた場合等の通知

二重差押えがされた不動産の滞納処分による売却代金について、残余金が生じた場合又は売却代金を供託した場合における不動産の執行裁判所に対する通知については、第6条関係1の(2)、(3)及び2に定めるところに準じて取扱う（令10条1項において準用する令4条）。この場合において、「残余金交付通

知書」(別紙様式7)には、保全執行裁判所、事件番号、事件名及び仮差押債権者の住所、氏名又は名称を付記するものとする。

9 残余金が生じない場合の通知

二重差押えがされた不動産の滞納処分による売却代金について、残余金が生じなかつた場合には、第6条関係3に準じて保全執行裁判所に通知するものとする。

10~14 (省略)

15 家庭裁判所が仮差押えの執行をした場合のこの法律の適用

家庭裁判所が家事審判法第15条の3の規定により仮差押えの執行をした場合には、この法律の適用上(第19条関係6の(1)、第20条の2関係2の(1)のイ及び6の(1)、第20条の9関係10、第20条の11関係1、第34条関係10、第35条関係3の(1)、第36条の2関係2の(1)及び4の(1)、第36条の12関係5並びに第36条の14関係1参照)、保全執行裁判所は家庭裁判所であることに留意する。

第19条関係 船舶に対する強制執行及び仮差押えの執行

1~3 (省略)

4 徴収職員が取上げた船舶国籍証書等の取扱い

(1)~(4) (省略)

(5) 船舶国籍証書等の引渡し又は返還に伴う管海官庁に対する通知

徴収職員は、上記(2)若しくは(3)により船舶国籍証書等を執行裁判所に引渡したとき又は上記(4)により執行裁判所から船舶国籍証書等の引渡しを受けたときは、その旨を船舶の船籍港を管轄する管海官庁(地方運輸局又は地方

知書」(別紙様式7)には、仮差押えの執行裁判所、事件番号、事件名及び仮差押債権者の住所、氏名又は名称を付記するものとする。

9 残余金が生じない場合の通知

二重差押えがされた不動産の滞納処分による売却代金について、残余金が生じなかつた場合には、第6条関係3に準じて仮差押えの執行裁判所に通知するものとする。

10~14 (同左)

15 家庭裁判所が仮差押えの執行をした場合のこの法律の適用

家庭裁判所が家事審判法第15条の3の規定により仮差押えの執行をした場合には、この法律の適用上(第19条関係6の(1)、第20条の2関係2の(1)のイ及び6の(1)、第20条の9関係10、第20条の11関係1、第34条関係10、第35条関係3の(1)、第36条の2関係2の(1)及び4の(1)、第36条の12関係5並びに第36条の14関係1参照)、仮差押えの執行裁判所は家庭裁判所であることに留意する。

第19条関係 船舶に対する強制執行及び仮差押えの執行

1~3 (同左)

4 徴収職員が取上げた船舶国籍証書等の取扱い

(1)~(4) (同左)

(5) 船舶国籍証書等の引渡し又は返還に伴う管海官庁に対する通知

徴収職員は、上記(2)若しくは(3)により船舶国籍証書等を執行裁判所に引渡したとき又は上記(4)により執行裁判所から船舶国籍証書等の引渡しを受けたときは、その旨を船舶の船籍港を管轄する管海官庁(海運局又は海運局支

運輸局海運支局)の長に通知するものとする。

5 (省略)

6 滞納処分による差押えがされている船舶で登記されるものに対する仮差押えの執行

(1) (省略)

(2) 船舶国籍証書等の取上げを命ずる方法による仮差押えの執行がされた場合滞納処分による差押えがされている船舶で登記されるものに対し船舶国籍証書等の取上げを命ずる方法による仮差押えの執行がされ、かつ、「仮差押執行通知書」によるその旨の通知(規則 21 条 1 項において準用する規則 15 条参照)があった場合には、次に定めるところによるほか、第 18 条関係 2、3、5 及び 6 に定めるところに準じて処理するものとする。

イ 徴収職員が徴収法第 70 条第 3 項に規定する「監守及び保存のため必要な処分」として船舶国籍証書等を取上げているときは、この条関係 4 の(1)、(2)及び(5)に定めるところに準じ、執行官が取上げた船舶国籍証書等を保全執行裁判所が保管しているときは、この条関係 5 に定めるところに準じて、それぞれ処理するものとする(令 11 条の 2 において準用する令 11 条 2 項及び 3 項)。

(注) 滞納処分による差押えがされている船舶で登記されるものに対して船舶国籍証書等の取上げを命ずる方法による仮差押えの執行がされた場合において、船舶国籍証書等が保全執行裁判所に提出されたときは、裁判所書記官から徴収職員に対し、その旨の通知がされることになっている(規則 22 条の 2 第 3 項において準用する規則 22 条 2 項)。

ロ 徴収職員は、船舶を滞納処分により換価した場合において、換価の手続を了したときは、その旨を速やかに保全執行裁判所(船舶の所在地を管轄する地方裁判所。民事保全法 48 条 2 項参照)に通知するものとする。

局)の長に通知するものとする。

5 (同左)

6 滞納処分による差押えがされている船舶で登記されるものに対する仮差押えの執行

(1) (同左)

(2) 船舶国籍証書等の取上げを命ずる方法による仮差押えの執行がされた場合滞納処分による差押えがされている船舶で登記されるものに対し船舶国籍証書等の取上げを命ずる方法による仮差押えの執行がされ、かつ、「仮差押執行通知書」によるその旨の通知(規則 21 条 1 項において準用する規則 15 条参照)があった場合には、次に定めるところによるほか、第 18 条関係 2、3、5 及び 6 に定めるところに準じて処理するものとする。

イ 徴収職員が徴収法第 70 条第 3 項に規定する「監守及び保存のため必要な処分」として船舶国籍証書等を取上げているときは、この条関係 4 の(1)、(2)及び(5)に定めるところに準じ、執行官が取上げた船舶国籍証書等を執行裁判所が保管しているときは、この条関係 5 に定めるところに準じて、それぞれ処理するものとする(令 11 条の 2 において準用する令 11 条 2 項及び 3 項)。

(注) 滞納処分による差押えがされている船舶で登記されるものに対して船舶国籍証書等の取上げを命ずる方法による仮差押えの執行がされた場合において、船舶国籍証書等が執行裁判所に提出されたときは、裁判所書記官から徴収職員に対し、その旨の通知がされることになっている(規則 22 条の 2 第 3 項において準用する規則 22 条 2 項)。

ロ 徴収職員は、船舶を滞納処分により換価した場合において、換価の手続を了したときは、その旨を速やかに仮差押えの執行裁判所(船舶の所在地を管轄する地方裁判所。執行法 48 条 2 項参照)に通知するものとする。

八 (省略)

第 20 条の 2 関係 航空機等に対する強制執行等

1 ~ 2 (省略)

3 滞納処分による差押えがされている自動車等に対する強制執行又は競売
滞納処分による差押えがされている自動車、建設機械又は小型船舶(以下「自動車等」という。)に対しても強制執行又は競売(第 20 条関係 1 参照)することができる(この条 1 項)。

この場合においては、次に留意する(令 12 条の 3 第 1 項、規則 23 条の 3 第 1 項)。

(1)~(7) (省略)

4 徴収職員が自動車等を占有していない場合の処理

滞納処分による差押えがされている自動車等に対して強制執行又は競売(第 20 条関係 1 参照)が開始された場合において、徴収職員が自動車等を占有していないときは、この条関係 3 に定めるところによるほか、次により処理する。

(1) 自動車検査証等の取扱い

徴収職員が、自動車について自動車検査証その他自動車の権利移転のために必要な書類(以下「自動車検査証等」という。換価事務提要 105 の(1)参照)を取上げているときは、次により処理するものとする。

イ~ロ (省略)

(2)~(3) (省略)

5 (省略)

6 滞納処分による差押えがされている自動車等に対する仮差押えの登録をす

八 (同左)

第 20 条の 2 関係 航空機等に対する強制執行等

1 ~ 2 (同左)

3 滞納処分による差押えがされている自動車等に対する強制執行又は競売
滞納処分による差押えがされている自動車又は建設機械(以下「自動車等」という。)に対しても強制執行又は競売(第 20 条関係 1 参照)することができる(この条 1 項)。

この場合においては、次に留意する(令 12 条の 3 第 1 項、規則 23 条の 3 第 1 項)。

(1)~(7) (同左)

4 徴収職員が自動車等を占有していない場合の処理

滞納処分による差押えがされている自動車等に対して強制執行又は競売(第 20 条関係 1 参照)が開始された場合において、徴収職員が自動車等を占有していないときは、この条関係 3 に定めるところによるほか、次により処理する。

(1) 自動車検査証等の取扱い

徴収職員が、自動車について自動車検査証その他自動車の権利移転のために必要な書類(以下「自動車検査証等」という。換価事務提要 97 の(1)参照)を取上げているときは、次により処理するものとする。

イ~ロ (同左)

(2)~(3) (同左)

5 (同左)

6 滞納処分による差押えがされている自動車等に対する仮差押えの登録をす

る方法による仮差押えの執行

(1) 自動車等の取上げを命ずる方法を併用していない場合

滞納処分による差押えがされている自動車等に対して仮差押えの登録をする方法による仮差押えの執行がされた場合には、滞納処分により差し押えられた不動産に対する仮差押えの執行に関する第 18 条関係に定めるところに準じて取扱う（令 12 条の 4 及び規則 23 条の 4 において準用する法 12 条 2 項、15 条、18 条 2 項及び 3 項、令 10 条）。

なお、滞納処分による差押え後、仮差押えの執行前に参加差押えがされ、徴収職員が自動車等を占有している場合において、その差押えを解除すべきときは、参加差押えをした徴収職員等から引渡し方の申出があったときを除き、徴収法第 87 条第 2 項後段の規定にかかわらず、自動車等は滞納者に返還するものとする。この場合には、自動車等を引渡した旨を保全執行裁判所に通知するものとする。

(2) (省略)

7 滞納処分による差押えがされている自動車等に対する自動車等の取上げを命ずる方法による仮差押えの執行

(1) (省略)

(2) 徴収職員が自動車等を占有している場合

滞納処分による差押えがされている自動車等に対してその取上げを命ずる方法による仮差押えの執行がされ、かつ、「仮差押執行通知書」によりその旨の通知（規則 23 条の 4 第 1 項において準用する法 12 条 2 項）があった場合において、徴収職員が自動車等を占有しているときは、次に定めるところによるほか、第 18 条関係 2、3、5 及び 6 並びに第 19 条関係 6 の(2)の口及び八に定めるところに準じて取扱う。

イ 徴収職員は、裁判所書記官から自動車等の取上げを命ずる方法による仮差押えの執行がされた旨の通知を受けた場合には、自動車等を占有している旨を保全執行裁判所に通知しなければならない（令 12 条の 4 において

る方法による仮差押えの執行

(1) 自動車等の取上げを命ずる方法を併用していない場合

滞納処分による差押えがされている自動車等に対して仮差押えの登録をする方法による仮差押えの執行がされた場合には、滞納処分により差押えられた不動産に対する仮差押えの執行に関する第 18 条関係に定めるところに準じて取扱う（令 12 条の 4 及び規則 23 条の 4 において準用する法 12 条 2 項、15 条、18 条 2 項及び 3 項、令 10 条）。

なお、滞納処分による差押え後、仮差押えの執行前に参加差押えがされ、徴収職員が自動車等を占有している場合において、その差押えを解除すべきときは、参加差押えをした徴収職員等から引渡し方の申出があったときを除き、徴収法第 87 条第 2 項後段の規定にかかわらず、自動車等は滞納者に返還するものとする。この場合には、自動車等を引渡した旨を仮差押えの執行裁判所に通知するものとする。

(2) (同左)

7 滞納処分による差押えがされている自動車等に対する自動車等の取上げを命ずる方法による仮差押えの執行

(1) (同左)

(2) 徴収職員が自動車等を占有している場合

滞納処分による差押えがされている自動車等に対してその取上げを命ずる方法による仮差押えの執行がされ、かつ、「仮差押執行通知書」によりその旨の通知（規則 23 条の 4 第 1 項において準用する法 12 条 2 項）があった場合において、徴収職員が自動車等を占有しているときは、次に定めるところによるほか、第 18 条関係 2、3、5 及び 6 並びに第 19 条関係 6 の(2)の口及び八に定めるところに準じて取扱う。

イ 徴収職員は、裁判所書記官から自動車等の取上げを命ずる方法による仮差押えの執行がされた旨の通知を受けた場合には、自動車等を占有している旨を仮差押えの執行裁判所に通知しなければならない（令 12 条の 4 に

準用する令 12 条の 3 第 2 項)、

□ (省略)

第 3 節 債権又はその他の財産権に対する強制執行等

第 20 条の 6 関係 第三債務者の供託

1 ~ 2 (省略)

3 金銭債権を滞納処分により差し押さえる場合の留意事項

金銭債権を滞納処分により差し押さえるに当たっては、次に留意する。

- (1) 金銭債権の一部を差し押さえることによつてその差押えに係る国税の全額を徴収することが確実であると認められるときを除き、その全額を差し押さえる(徴収法 63 条)。この場合において、差押競合の金銭債権の取立てに当たっては、その金銭債権の額が差押えに係る国税その他徴収法第 129 条第 1 項各号に掲げる債権の合計額を超える場合であつても、原則として、その差押えに係る金銭債権の全額を取り立てるものとする。

(注) 1 ~ 2 (省略)

3 金銭債権について仮差押えの執行がされ第三債務者が供託(民事保全法 50 条 5 項において準用する執行法 156 条)をしたことにより、債務者が供託所に対して有する還付請求権を滞納処分により差し押さえた場合において、その還付請求権の額が差押えに係る国税その他徴収法第 129 条第 1 項に掲げる債権の額を超えるときは、その一部の還付を受けるものとする。

(2) (省略)

4 ~ 6 (省略)

において準用する令 12 条の 3 第 2 項)、

□ (同左)

第 3 節 債権又はその他の財産権に対する強制執行等

第 20 条の 6 関係 第三債務者の供託

1 ~ 2 (同左)

3 金銭債権を滞納処分により差押える場合の留意事項

金銭債権を滞納処分により差押えるに当たっては、次に留意する。

- (1) 金銭債権の一部を差押えることによつてその差押えに係る国税の全額を徴収することが確実であると認められるときを除き、その全額を差押える(徴収法 63 条)。この場合において、差押競合の金銭債権の取立てに当たっては、その金銭債権の額が差押えに係る国税その他徴収法第 129 条第 1 項各号に掲げる債権の合計額を超える場合であつても、原則として、その差押えに係る金銭債権の全額を取り立てるものとする。

(注) 1 ~ 2 (同左)

3 金銭債権について仮差押えの執行がされ第三債務者が供託(執行法 178 条 5 項において準用する執行法 156 条)をしたことにより、債務者が供託所に対して有する還付請求権を滞納処分により差押えた場合において、その還付請求権の額が差押えに係る国税その他徴収法第 129 条第 1 項に掲げる債権の額を超えるときは、その一部の還付を受けるものとする。

(2) (同左)

4 ~ 6 (同左)

第 20 条の 9 関係 仮差押えの執行

1 (省略)

2 裁判所書記官からの通知

仮差押競合債権について保全執行裁判所が先行する滞納処分による差押えがあることを知つたときは、徴収職員が、「事情届通知書」(令 12 条の 11 第 1 項において準用する令 12 条の 6 第 1 項)により、事情届があつた旨を保全執行裁判所(仮差押命令を發した裁判所。民事保全法 50 条 2 項)に通知したとき(この条 1 項において準用する法 20 条の 6 第 3 項)を除き、裁判所書記官は規則第 23 条の 6 において準用する規則第 15 条に掲げる事項を記載した書面(債権仮差押執行等通知書)により、徴収職員に通知することになっている(この条 1 項において準用する法 20 条の 3 第 2 項)。

3 ~ 4 (省略)

5 供託金の還付等

この条において準用する法第 20 条の 6 第 1 項の規定により供託された供託金の還付については、第 20 条の 6 関係 6 に定めるところと同様である。ただし、滞納処分により債権を差し押さえた場合において、その一部に相当する部分について供託金の還付を受けたときは、その残余に対する差押えを解除し、保全執行裁判所にその旨の通知をしなければならない(令 12 条の 11 第 1 項において準用する令 10 条 2 項)。

(注) 上記の供託に係る債権の一部について滞納処分による差押えをした場合において、差し押さえた部分に相当する金銭の払渡しを受けたときは、供託書正本を保全執行裁判所に送付しなければならない(令 12 条の 11 第 2 項)。

第 20 条の 9 関係 仮差押えの執行

1 (同左)

2 裁判所書記官からの通知

仮差押競合債権について執行裁判所が先行する滞納処分による差押えがあることを知つたときは、徴収職員が、「事情届通知書」(令 12 条の 11 第 1 項において準用する令 12 条の 6 第 1 項)により、事情届があつた旨を仮差押えの執行裁判所(仮差押命令を發した裁判所。執行法 178 条 2 項)に通知したとき(この条 1 項において準用する法 20 条の 6 第 3 項)を除き、裁判所書記官は規則第 23 条の 6 において準用する規則第 15 条に掲げる事項を記載した書面(債権仮差押執行等通知書)により、徴収職員に通知することになっている(この条 1 項において準用する法 20 条の 3 第 2 項)。

3 ~ 4 (同左)

5 供託金の還付等

この条において準用する法第 20 条の 6 第 1 項の規定により供託された供託金の還付については、第 20 条の 6 関係 6 に定めるところと同様である。ただし、滞納処分により債権を差押えた場合において、その一部に相当する部分について供託金の還付を受けたときは、その残余に対する差押えを解除し、仮差押えの執行裁判所にその旨の通知をしなければならない(令 12 条の 11 第 1 項において準用する令 10 条 2 項)。

(注) 上記の供託に係る債権の一部について滞納処分による差押えをした場合において、差押えた部分に相当する金銭の払渡しを受けたときは、供託書正本を仮差押えの執行裁判所に送付しなければならない(令 12 条の 11 第 2 項)。

6 残余金の処理

仮差押競合債権につき滞納処分による第三債務者からの取立金若しくはこの条 1 項において準用する法第 20 条の 6 第 1 項の規定により供託された金銭の払渡金又は売却代金について滞納者に交付すべき残余（以下この条関係において「残余金」という。）が生じたときは、徴収職員は、第 6 条関係 1 の(4)に定めるところに準じてその残余金を仮差押債権に対する強制執行について管轄権を有する裁判所（原則として、債務者の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所。執行法 144 条 1 項）に交付しなければならない（この条 1 項において準用する法 18 条 2 項）。

なお、仮差押競合債権につき仮差押えの執行後に担保権が設定されている場合等（第 18 条関係 14 参照）の残余金の交付先についても、上記と同様である。

（注） 仮差押債権に対する強制執行について管轄権を有する裁判所と保全執行裁判所とが異なる場合があるが、この場合においても、残余金は、仮差押債権に対する強制執行について管轄権を有する裁判所に交付しなければならないことに留意する。

7 残余金が生じた場合等の通知

仮差押競合債権について残余金が生じた場合又は滞納処分による第三債務者からの取立金若しくはこの条第 1 項において準用する法第 20 条の 6 第 1 項の規定により供託された金銭の払渡金又は売却代金を交付すべき場合における強制執行について管轄権を有する執行裁判所に対する通知については、第 6 条関係 1 の(2)に定めるところに準じて処理する（令 12 条の 11 第 1 項において準用する令 10 条 1 項）。この場合においては、「残余金交付通知書」（別紙様式 7）に保全執行裁判所、事件番号、事件名及び仮差押債権者の住所、氏名又は名称を付記するものとする。

なお、残余金が生じなかった場合には、保全執行裁判所に対し第 6 条関係 3 に定めるところに準じて通知するものとする。

6 残余金の処理

仮差押競合債権につき滞納処分による第三債務者からの取立金若しくはこの条 1 項において準用する法第 20 条の 6 第 1 項の規定により供託された金銭の払渡金又は売却代金について滞納者に交付すべき残余（以下この条関係において「残余金」という。）が生じたときは、徴収職員は、第 6 条関係 1 の(4)に定めるところに準じてその残余金を仮差押債権に対する強制執行について管轄権を有する裁判所（原則として、債務者の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所。執行法 144 条 1 項）に交付しなければならない（この条 1 項において準用する法 18 条 2 項）。

なお、仮差押競合債権につき仮差押えの執行後に担保権が設定されている場合等（第 18 条関係 14 参照）の残余金の交付先についても、上記と同様である。

（注） 仮差押債権に対する強制執行について管轄権を有する裁判所と仮差押えの執行裁判所とが異なる場合があるが、この場合においても、残余金は、仮差押債権に対する強制執行について管轄権を有する裁判所に交付しなければならないことに留意する。

7 残余金が生じた場合等の通知

仮差押競合債権について残余金が生じた場合又は滞納処分による第三債務者からの取立金若しくはこの条第 1 項において準用する法第 20 条の 6 第 1 項の規定により供託された金銭の払渡金又は売却代金を交付すべき場合における強制執行について管轄権を有する執行裁判所に対する通知については、第 6 条関係 1 の(2)に定めるところに準じて処理する（令 12 条の 11 第 1 項において準用する令 10 条 1 項）。この場合においては、「残余金交付通知書」（別紙様式 7）に仮差押えの執行裁判所、事件番号、事件名及び仮差押債権者の住所、氏名又は名称を付記するものとする。

なお、残余金が生じなかった場合には、仮差押えの執行裁判所に対し第 6 条関係 3 に定めるところに準じて通知するものとする。

<p>8 滞納処分による差押えを解除した場合の処理</p> <p>(1) 差押えを解除した旨の通知</p> <p>徴収職員は、仮差押競合債権について滞納処分による差押えを解除したときは、「差押え及び交付要求解除（通知）書」（別紙様式 10。令 12 条の 11 において準用する令 12 の 7 第 1 項）により差押えを解除した旨を<u>保全執行裁判所</u>に対して通知しなければならない（令 12 条の 11 において準用する令 10 条 2 項）。</p> <p>なお、差押えの解除に係る滞納処分による差押えに次いで他の滞納処分による差押えがされている場合には、その差押えをした徴収職員等に対しても上記に準じて通知するものとする。</p> <p>(2) （省略）</p> <p>9 （省略）</p> <p>10 家庭裁判所が仮差押えの執行をした場合のこの条の適用</p> <p>家庭裁判所が家事審判法第 15 条の 3 の規定により仮差押えの執行をした場合には、この条の適用上、<u>保全執行裁判所</u>は家庭裁判所であることに留意する。</p> <p>第 3 章 強制執行等がされている財産に対する滞納処分</p> <p>第 1 節 動産に対する滞納処分</p> <p>第 24 条関係 滞納処分による差押えの解除の方法</p> <p>1 ~ 2 （省略）</p> <p>3 利害関係人に対する通知</p>	<p>8 滞納処分による差押えを解除した場合の処理</p> <p>(1) 差押えを解除した旨の通知</p> <p>徴収職員は、仮差押競合債権について滞納処分による差押えを解除したときは、「差押え及び交付要求解除（通知）書」（別紙様式 10。令 12 条の 11 において準用する令 12 の 7 第 1 項）により差押えを解除した旨を<u>仮差押えの執行裁判所</u>に対して通知しなければならない（令 12 条の 11 において準用する令 10 条 2 項）。</p> <p>なお、差押えの解除に係る滞納処分による差押えに次いで他の滞納処分による差押えがされている場合には、その差押えをした徴収職員等に対しても上記に準じて通知するものとする。</p> <p>(2) （同左）</p> <p>9 （同左）</p> <p>10 家庭裁判所が仮差押えの執行をした場合のこの条の適用</p> <p>家庭裁判所が家事審判法第 15 条の 3 の規定により仮差押えの執行をした場合には、この条の適用上、<u>仮差押えの執行裁判所</u>は家庭裁判所であることに留意する。</p> <p>第 3 章 強制執行等がされている財産に対する滞納処分</p> <p>第 1 節 動産に対する滞納処分</p> <p>第 24 条関係 滞納処分による差押えの解除の方法</p> <p>1 ~ 2 （同左）</p> <p>3 利害関係人に対する通知</p>
---	---

徴収職員は、執行官に対し「差押え及び交付要求解除（通知）書」（別紙様式 10）を交付したときは、徴収法第 55 条各号に掲げる者のうち知っている者に対し差押えを解除した旨及び交付要求を解除した旨を、交付要求をしている徴収職員等に対し差押えを解除した旨をそれぞれ通知しなければならない（徴収法 81 条、84 条 3 項）。

なお、参加差押えがされている場合には、その参加差押え（2 以上の参加差押えがされているときは、そのうち最も先にされたもの）をしている徴収職員等に対し、その動産について強制執行による差押えがされている旨を「差押解除通知書」（様式通達第 17 号様式（その 2））の「備考」欄に、例えば、「地方裁判所事件番号平成 年（ ）第 号事件名 により強制執行による差押えがされています。」と記載して通知するものとする（令 15 条 2 項）。

第 25 条関係 滞納処分続行承認の決定の請求

1～5 （省略）

6 訴訟費用の予納

滞納処分続行承認の決定の請求をするには、民事訴訟費用等に関する法律第 12 条に定めるところにより、関係者への通知等のための費用を予納しなければならない場合があることに留意する。

（削除）

（削除）

7 （省略）

第 28 条関係 仮差押物に対する滞納処分

1～3 （省略）

徴収職員は、執行官に対し「差押え及び交付要求解除（通知）書」（別紙様式 10）を交付したときは、徴収法第 55 条各号に掲げる者のうち知っている者に対し差押えを解除した旨及び交付要求を解除した旨を、交付要求をしている徴収職員等に対し差押えを解除した旨をそれぞれ通知しなければならない（徴収法 81 条、84 条 3 項）。

なお、参加差押えがされている場合には、その参加差押え（2 以上の参加差押えがされているときは、そのうち最も先にされたもの）をしている徴収職員等に対し、その動産について強制執行による差押えがされている旨を「差押解除通知書」（様式通達第 17 号様式（その 2））の「備考」欄に、例えば、「地方裁判所事件番号昭和 年（ ）第 号事件名 により強制執行による差押えがされています。」と記載して通知するものとする（令 15 条 2 項）。

第 25 条関係 滞納処分続行承認の決定の請求

1～5 （同左）

6 訴訟費用の予納

滞納処分続行承認の決定の請求をするには、民事訴訟費用等に関する法律第 12 条に定めるところにより、次に掲げる費用を予納しなければならない場合があることに留意する。

(1) 関係者への通知等のための費用

(2) 規則第 27 条第 2 項の規定による債務者審尋のための費用

7 （同左）

第 28 条関係 仮差押物に対する滞納処分

1～3 （同左）

4 滞納処分による差押えを解除すべきときの処理

(1) (省略)

(2) 参加差押えがある場合の処理

イ 二重差押えをした動産について参加差押えがされている場合において、滞納処分による差押えを解除すべきときは、その動産をその参加差押え(2以上の参加差押えがされているときは、そのうち最も先にされたもの。以下この条関係において同じ。)をしている徴収職員等に引渡さなければならないが、その動産の引渡しに際して、参加差押えをしている徴収職員等に対し、その動産について仮差押えがされている旨を「差押解除通知書」(様式通達第17号様式(その2))の「備考」欄に、例えば、「地方裁判所事件番号平成 年()第 号事件名 により仮差押えの執行がされています。」と記載して通知するものとする(令17条において準用する令15条2項)。

ロ 上記により、二重差押えをした動産を参加差押えをしている徴収職員等に引渡したときは、その旨を「差押財産引渡済通知書」(別紙様式6)により、執行官に通知しなければならない(令17条において準用する令3条4項)。

5～6 (省略)

第2節 不動産又は船舶等に対する滞納処分

第29条関係 滞納処分の通知

1～3 (省略)

4 差押えを解除した場合の執行裁判所等に対する通知

4 滞納処分による差押えを解除すべきときの処理

(1) (同左)

(2) 参加差押えがある場合の処理

イ 二重差押えをした動産について参加差押えがされている場合において、滞納処分による差押えを解除すべきときは、その動産をその参加差押え(2以上の参加差押えがされているときは、そのうち最も先にされたもの。以下この条関係において同じ。)をしている徴収職員等に引渡さなければならないが、その動産の引渡しに際して、参加差押えをしている徴収職員等に対し、その動産について仮差押えがされている旨を「差押解除通知書」(様式通達第17号様式(その2))の「備考」欄に、例えば、「地方裁判所事件番号昭和 年()第 号事件名 により仮差押えの執行がされています。」と記載して通知するものとする(令17条において準用する令15条2項)。

ロ 上記により、二重差押えをした動産を参加差押えをしている徴収職員等に引渡したときは、その旨を「差押財産引渡通知書」(別紙様式6)により、執行官に通知しなければならない(令17条において準用する令3条4項)。

5～6 (同左)

第2節 不動産又は船舶等に対する滞納処分

第29条関係 滞納処分の通知

1～3 (同左)

4 差押えを解除した場合の執行裁判所等に対する通知

徴収職員は、強制競売の開始決定後に滞納処分による差押えをした不動産（以下第 33 条関係までにおいて「二重差押えをした不動産」という。）について、滞納処分による差押えを解除したときは、「差押え及び交付要求解除（通知）書」（別紙様式 10。令 21 条 2 項において準用する令 7 条 1 項）により、執行裁判所にその旨を通知しなければならない（令 21 条 1 項）。この場合における滞納者及び利害関係人に対する通知は、第 24 条関係 2 及び 3 に定めるところと同様である。

なお、二重差押えをした不動産につき参加差押えがされている場合の差押解除に伴う処理については、第 24 条関係 3 のなお書に定めるところに準ずる（令 21 条 2 項において準用する令 15 条 2 項）。

第 34 条関係 仮差押不動産に対する滞納処分

1 （省略）

2 登記官からの仮差押えの登記がある旨の通知

登記官は不動産に対する滞納処分による差押えの登記の囑託があつた場合において、その不動産について仮差押えの登記があるときは、その旨を徴収職員に通知することになつている（令 23 条において準用する令 18 条）。

（注）1 （省略）

2 徴収職員は、上記の通知を受けた場合には、保全執行裁判所に対し、財産を差し押さえた旨の通知をしなければならないことに留意する（徴収法 55 条 3 号）。

3～4 （省略）

5 滞納処分による差押えを解除した場合の通知

徴収職員は、二重差押えをした不動産について滞納処分による差押えを解除

徴収職員は、強制競売の開始決定後に滞納処分による差押えをした不動産（以下第 33 条関係までにおいて「二重差押えをした不動産」という。）について、滞納処分による差押えを解除したときは、「差押え及び交付要求解除（通知）書」（別紙様式 10。令 21 条 2 項において準用する令 7 条 1 項）により、執行裁判所にその旨を通知しなければならない（令 21 条 1 項）。この場合における滞納者及び利害関係人に対する通知は、第 24 条関係 2 及び 3 に定めるところと同様である。

なお、二重差押えをした不動産につき参加差押えがされている場合の差押解除に伴う処理については、第 24 条関係 3 のなお書に定めるところに準ずる（令 21 条 2 項において準用する令 15 条 2 項）。

第 34 条関係 仮差押不動産に対する滞納処分

1 （同左）

2 登記官からの仮差押えの登記がある旨の通知

登記官は不動産に対する滞納処分による差押えの登記の囑託があつた場合において、その不動産について仮差押えの登記があるときは、その旨を徴収職員に通知することになつている（令 23 条において準用する令 18 条）。

（注）1 （同左）

2 徴収職員は、上記の通知を受けた場合には、仮差押えの執行裁判所に対し、財産を差し押さえた旨の通知をしなければならないことに留意する（徴収法 55 条 3 号）。

3～4 （同左）

5 滞納処分による差押えを解除した場合の通知

徴収職員は、二重差押えをした不動産について滞納処分による差押えを解除

した場合には、保全執行裁判所等に対し、第 18 条関係 5 及び 6 に定めるところに準じて通知するものとする（令 23 条において準用する令 10 条 2 項から 4 項まで）。

6 ~ 10 （省略）

第 35 条関係 船舶に対する滞納処分

1 （省略）

2 船舶国籍証書等の取扱い

(1)~(2) （省略）

(3) 管海官庁に対する通知

徴収職員は、船舶国籍証書等を執行裁判所に引渡したとき又は執行裁判所から引渡しを受けたときは、その旨を船舶の船籍港を管轄する管海官庁（地方運輸局又は地方運輸局海運支局）の長に通知するものとする。

3 仮差押えの執行がされている船舶で登記されるものに対する滞納処分

滞納処分は、仮差押えの執行によりその執行を妨げられない（徴収法 140 条）から、仮差押えの執行がされている船舶で登記されるものに対しても滞納処分による差押え及び換価等の手続を進めることができる。この場合には、仮差押えの執行の方法に応じ、次により取扱う。

(1) （省略）

(2) 船舶国籍証書等の取上げを命ずる方法による仮差押えの執行がされている場合

船舶国籍証書等の取上げを命ずる方法による仮差押えの執行がされた船舶で登記されるものに対して滞納処分による差押えをした場合には、次に定めるところによるほか、第 34 条関係 3 から 5 までに定めるところに準じて

した場合には、仮差押えの執行裁判所等に対し、第 18 条関係 5 及び 6 に定めるところに準じて通知するものとする（令 23 条において準用する令 10 条 2 項から 4 項まで）。

6 ~ 10 （同左）

第 35 条関係 船舶に対する滞納処分

1 （省略）

2 船舶国籍証書等の取扱い

(1)~(2) （同左）

(3) 管海官庁に対する通知

徴収職員は、船舶国籍証書等を執行裁判所に引渡したとき又は執行裁判所から引渡しを受けたときは、その旨を船舶の船籍港を管轄する管海官庁（海運局又は海運局支局）の長に通知するものとする。

3 仮差押えの執行がされている船舶で登記されるものに対する滞納処分

滞納処分は、仮差押えの執行によりその執行を妨げられない（徴収法 140 条）から、仮差押えの執行がされている船舶で登記されるものに対しても滞納処分による差押え及び換価等の手続を進めることができる。この場合には、仮差押えの執行の方法に応じ、次により取扱う。

(1) （同左）

(2) 船舶国籍証書等の取上げを命ずる方法による仮差押えの執行がされている場合

船舶国籍証書等の取上げを命ずる方法による仮差押えの執行がされた船舶で登記されるものに対して滞納処分による差押えをした場合には、次に定めるところによるほか、第 34 条関係 3 から 5 までに定めるところに準じて

取扱う。

イ 徴収職員は、船舶で登記されるものに対して滞納処分による差押えをした場合において、当該船舶に対して既に船舶国籍証書等の取上げを命ずる方法による仮差押えの執行がされていることを知つたときは、保全執行裁判所に対し当該船舶を差し押さえた旨の通知をしなければならない(徴収法 55 条 3 号)。

ロ 保全執行裁判所が執行官から提出された船舶国籍証書等を保管している場合の取扱いは、第 19 条関係 5 に定めるところに準ずる。

ハ 徴収職員は、船舶を換価したときは、換価手続が終了した旨を速やかに保全執行裁判所に通知するものとする。

二 (省略)

第 36 条の 2 関係 航空機等に対する滞納処分

1 ~ 3 (省略)

4 仮差押えの執行がされている自動車等に対する滞納処分

滞納処分は、仮差押えの執行によりその執行を妨げられない(徴収法 140 条)から、仮差押えの執行がされている自動車等に対しても滞納処分による差押え及び換価等の手続を進めることができる。この場合には、仮差押えの執行の方法に応じ、次により取扱う。

(1) (省略)

(2) 自動車等の取上げを命ずる方法による仮差押えの執行がされている場合

自動車等の取上げを命ずる方法による仮差押えの執行がされている自動車等に対して滞納処分による差押えをした場合には、次に定めるところによるほか、仮差押えの執行がされた不動産に対する滞納処分に関する第 34 条関係 3 から 5 までに定めるところに準じて取扱う。

(注) 滞納処分による売却代金について、滞納者に交付すべき残余が生じ

取扱う。

イ 徴収職員は、船舶で登記されるものに対して滞納処分による差押えをした場合において、当該船舶に対して既に船舶国籍証書等の取上げを命ずる方法による仮差押えの執行がされていることを知つたときは、仮差押えの執行裁判所に対し当該船舶を差し押さえた旨の通知をしなければならない(徴収法 55 条 3 号)。

ロ 仮差押えの執行裁判所が執行官から提出された船舶国籍証書等を保管している場合の取扱いは、第 19 条関係 5 に定めるところに準ずる。

ハ 徴収職員は、船舶を換価したときは、換価手続が終了した旨を速やかに仮差押えの執行裁判所に通知するものとする。

二 (同左)

第 36 条の 2 関係 航空機等に対する滞納処分

1 ~ 3 (同左)

4 仮差押えの執行がされている自動車等に対する滞納処分

滞納処分は、仮差押えの執行によりその執行を妨げられない(徴収法 140 条)から、仮差押えの執行がされている自動車等に対しても滞納処分による差押え及び換価等の手続を進めることができる。この場合には、仮差押えの執行の方法に応じ、次により取扱う。

(1) (同左)

(2) 自動車等の取上げを命ずる方法による仮差押えの執行がされている場合

自動車等の取上げを命ずる方法による仮差押えの執行がされている自動車等に対して滞納処分による差押えをした場合には、次に定めるところによるほか、仮差押えの執行がされた不動産に対する滞納処分に関する第 34 条関係 3 から 5 までに定めるところに準じて取扱う。

(注) 滞納処分による売却代金について、滞納者に交付すべき残余が生じ

た場合には滞納者に交付するものとする。

イ 執行官が自動車等の引渡しを受けている場合において、滞納処分による換価のため必要があるときは、徴収職員は、保全執行裁判所に対し、執行官にその自動車等の引渡しを命ずることを請求することができる（令 28 条 1 項において準用する令 12 条の 3 第 3 項）。

ロ～ハ （省略）

第 3 節 債権又はその他の財産権に対する滞納処分

第 36 条の 11 関係 滞納処分続行承認の決定等の規定の準用

1 （省略）

2 滞納処分続行承認の決定の手続

差押競合債権について滞納処分続行承認の決定の請求があつた場合において、その請求を相当と認めるときは、執行裁判所は、滞納処分続行承認の決定をしなければならない（この条 1 項において準用する法 26 条 1 項）。

なお、滞納処分続行承認の決定の請求が却下されたときは、第 26 条関係に定めるところに準じて処理する。

3～5 （省略）

6 動産の引受け

差押競合債権で動産の引渡しを目的とするものにつき強制執行による差押命令の申立てが取下げられた場合、差押命令を取消す決定が効力を生じた場合又は滞納処分続行承認の決定があつた場合において、執行官が既にその動産を占有しているとき（債務の履行を受けているとき）は、執行官は、その動産を

た場合には滞納者に交付するものとする。

イ 執行官が自動車等の引渡しを受けている場合において、滞納処分による換価のため必要があるときは、徴収職員は、執行裁判所に対し、執行官にその自動車等の引渡しを命ずることを請求することができる（令 28 条 1 項において準用する令 12 条の 3 第 3 項）。

ロ～ハ （同左）

第 3 節 債権又はその他の財産権に対する滞納処分

第 36 条の 11 関係 滞納処分続行承認の決定等の規定の準用

1 （同左）

2 滞納処分続行承認の決定の手続

差押競合債権について滞納処分続行承認の決定の請求があつた場合において、その請求を相当と認めるときは、執行裁判所は、債務者を審尋した上で滞納処分続行承認の決定をしなければならない（この条 1 項において準用する法 26 条 2 項、規則 45 条において準用する規則 27 条 2 項）。

なお、滞納処分続行承認の決定の請求が却下されたときは、第 26 条関係に定めるところに準じて処理する。

3～5 （同左）

6 動産の引受け

差押競合債権で動産の引渡しを目的とするものにつき強制執行による差押命令の申立てが取下げられた場合、差押命令を取消す決定が効力を生じた場合又は滞納処分続行承認の決定があつた場合において、執行官が既にその動産を占有しているとき（債務の履行を受けているとき）は、執行官は、その動産を

徴収職員に引渡さなければならない(この条1項において準用する法23条、27条2項)。ただし、徴収職員が執行官に対し滞納処分による差押えをした旨の通知(令29条3項)をしていない場合は、この限りでない。

なお、上記の場合において、執行官から動産の引渡しをする旨の通知(引渡通知書)を受けたときは、徴収職員は、第23条関係に定めるところに準じて処理する(令31条において準用する令14条(4項後段を除く。))16条。

7~10 (省略)

第36条の12関係 仮差押えの執行がされている債権に対する滞納処分

1 (省略)

2 滞納処分による差押えをした場合の処理

仮差押競合債権につき、滞納処分による差押えをした場合の処理については、次に留意する。

(1) 第三債務者から供託に係る事情届があった場合(この条1項において準用する法20条の6第2項)の処理については、第20条の9関係4に定めるところに準ずること(この条1項において準用する法20条の6第3項)。

(注) 上記の場合において、事情届により仮差押命令が発せられていることを知ったときは、徴収職員は、その保全執行裁判所に対し徴収法第55条の通知をしなければならないことに留意する。

(2)~(5) (省略)

3 (省略)

4 登録関係機関から通知を受けた場合の処理

仮差押競合債権で権利の移転につき登録を要する登録社債等(社債等登録法

徴収職員に引渡さなければならない(この条1項において準用する法23条、27条2項)。ただし、徴収職員が執行官に対し滞納処分による差押えをした旨の通知(令29条3項)をしていない場合は、この限りでない。

なお、上記の場合において、執行官から動産の引渡しをする旨の通知(引渡通知書)を受けたときは、徴収職員は、第23条関係に定めるところに準じて処理する(令31条において準用する令14条(4項後段を除く。))16条。

7~10 (同左)

第36条の12関係 仮差押えの執行がされている債権に対する滞納処分

1 (同左)

2 滞納処分による差押えをした場合の処理

仮差押競合債権につき、滞納処分による差押えをした場合の処理については、次に留意する。

(1) 第三債務者から供託に係る事情届があった場合(この条1項において準用する法20条の6第2項)の処理については、第20条の9関係4に定めるところに準ずること(この条1項において準用する法20条の6第3項)。

(注) 上記の場合において、事情届により仮差押命令が発せられていることを知ったときは、徴収職員は、その執行裁判所に対し徴収法第55条の通知をしなければならないことに留意する。

(2)~(5) (同左)

3 (同左)

4 登録関係機関から通知を受けた場合の処理

仮差押競合債権で権利の移転につき登録を要する登録社債等(社債等登録法

3条1項、14条等)に対し、滞納処分による差押えの登録の嘱託をした場合において、その債権について仮差押えの登録があるときは、登録関係機関は、その旨を徴収職員に通知することになっている(令32条において準用する令18条)。この場合においては、徴収職員は、保全執行裁判所に対し徴収法第55条の通知をしなければならないことに留意する。

5 (省略)

別紙様式 11

調理要領

1 この差押(通知)書及び交付要求書は、令第13条、第17条の2、第19条、第24条第1項及び第25条から第27条までの規定により、動産について滞納処分による差押えをする場合又は不動産、船舶、航空機、自動車、建設機械若しくは小型船舶について滞納処分による差押えをした場合において作成する。

2~4 (省略)

3条1項、14条等)に対し、滞納処分による差押えの登録の嘱託をした場合において、その債権について仮差押えの登録があるときは、登録関係機関は、その旨を徴収職員に通知することになっている(令32条において準用する令18条)。この場合においては、徴収職員は、仮差押えの執行をした執行裁判所に対し徴収法第55条の通知をしなければならないことに留意する。

5 (同左)

別紙様式 11

調理要領

1 この差押(通知)書及び交付要求書は、令第13条、第17条の2、第19条、第24条第1項及び第25条から第27条までの規定により、動産について滞納処分による差押えをする場合又は不動産、船舶、航空機、自動車若しくは建設機械について滞納処分による差押えをした場合において作成する。

2~4 (同左)